

板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱

(令和7年12月26日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、住宅リフォーム事業者を登録し、住宅リフォーム工事等の請負実績その他の情報を住宅居住者等に公開することにより、住宅居住者等が安心して住宅リフォーム事業者を選択することができる環境を整備するとともに、住宅リフォーム事業者の資質の向上を図り、もって良質なストックとしての住宅の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅リフォーム工事等」とは、既存住宅に対して行われる増築、改築、修繕、模様替え及び設備の取替え・新設、又は住宅に付随する外構の設置・改修工事等の工事全般をいう。

2 この要綱において「住宅リフォーム事業者」とは、住宅リフォーム工事等を行う事業者であって、住宅リフォーム工事等の注文者から住宅リフォーム工事等を請け負う者をいう。

3 この要綱において「住宅居住者等」とは、板橋区（以下「区」という。）内の既存住宅に対し住宅リフォーム工事等の注文をし、又はしようとする者をいう。

(登録)

第3条 住宅リフォーム事業者は、この要綱の定めるところにより、区に備える住宅リフォーム事業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2 登録の有効期間は、登録日から1年間とする。ただし、登録初年度については当該年度の3月31日までとする。

3 第1項の登録は、1年ごとにその更新を受けなければ登録の有効期間の経過によって、その効力を失う。

4 次条第2項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録の更新又は登録の更新の拒否の決定がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を区長に提出する。

- (1) 商号又は屋号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先（電話番号）
- (4) 代表者の氏名
- (5) 設立年月日又は開業日
- (6) 現に受けている建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）の許可番号
- (7) 許可を受けていない場合には、第5条第3号イの従業者のいずれかが有する都市整備部長が別に定める資格
- (8) 従業者数
- (9) その請け負う建物の種類
- (10) その請け負う住宅リフォーム工事等の種類
- (11) その請け負った住宅リフォーム工事等の件数
- (12) 見積作成費用
- (13) PRしたい住宅リフォーム関連資格（建物状況調査を含む）
- (14) 事業者PR
- (15) 営業エリア
- (16) 営業時間
- (17) 定休日
- (18) 担当者の氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

2 前条第3項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の60日前から30日前までの間に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を区長へ提出する。

- (1) 第13条に基づきインターネットの利用その他の方法により供された登録情報を閲覧した住宅居住者等からの問合せ件数
- (2) 前項第1号から第4号までに、第8号から第12号まで及び第18号に掲げる事項

3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書（履歴事項証明書）
 - イ 法人税、法人事業税及び法人都民税を滞納していないことを証する書類
- (2) 個人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 実務経歴書
 - イ 住民税及び個人事業税を滞納していないことを証する書類
- (3) 申請者が第7条第1項各号に該当しないこと及び第11条各項に規定す

る事項を遵守することを誓約する書面

- (4) 許可を受けていない場合には、第5条第3号イの従業者のいずれかが有する都市整備部長が別に定める資格を証する書類

4 第2項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 前項第1号イに掲げる書類
- (2) 前項第2号イに掲げる書類
- (3) 前項第3号に掲げる書類

(登録の要件)

第5条 第3条第1項の登録（同条第3項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 区内に本店、支店又は営業所を有すること
- (2) 事業実績が3年間以上であること
- (3) 次に掲げる者のいずれかに該当すること

ア 許可を受けている者

イ 都市整備部長が別に定める資格のいずれかを保有する従業者を有する者

(登録の実施)

第6条 区長は、第3条第1項の登録を受けようとする者が前条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、次条第1項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、登録簿に記載して、その登録をする。

2 区長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知する。

(登録の拒否)

第7条 区長は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の申請があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

- (1) 第10条第1項の規定により登録を取り消され、処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者又は建設業法の規定による営業の停止若しくは禁止の処分を受け、その処分の期間が経過しない者
- (3) 建設業法その他の法令又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (4) 法人である場合には、法人税、法人事業税又は法人住民税を滞納している者
 - (5) 個人である場合には、住民税又は個人事業税を滞納している者
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (7) 反社会的勢力が経営を支配している、又は実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (8) 不当に反社会的勢力を利用している、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - (9) 区との契約について、現に指名停止を受けている者
- 2 区長は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知する。

（変更の届出）

- 第8条 第3条第1項の登録を受けた者（以下「登録住宅リフォーム事業者」という。）は、第4条第1項及び第2項の登録申請事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を区長に届け出るものとする。
- 2 区長は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録する。
- 3 区長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を届出者に通知する。

（廃業等の届出）

- 第9条 登録住宅リフォーム事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を区長に届け出る。
- (1) 個人が死亡した場合
 - (2) 法人が解散した場合
 - (3) 法人が消滅した場合
 - (4) 住宅リフォーム事業を廃業した場合
 - (5) 区内の支店若しくは営業所を廃止した場合
 - (6) 登録を辞退しようとする場合

（登録の取消し）

- 第10条 区長は、登録住宅リフォーム事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の登録を取り消すものとする。
- (1) 前条の規定による届出があったとき又は当該届出がなくて前条各号のい

いずれかに該当する事実が判明したとき

- (2) 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき
 - (3) 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
 - (4) 第5条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
 - (5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - (6) 住宅居住者等の利益を著しく害する行為をしたとき
- 2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を取消対象事業者に通知する。

(登録住宅リフォーム事業者の遵守事項)

第11条 登録住宅リフォーム事業者は、都市整備部長が別に定める倫理規定を遵守しなければならない。

2 登録住宅リフォーム事業者は、リフォーム工事瑕疵保険へ加入できるよう住宅瑕疵担保責任保険法人に事業者登録するとともに、請負契約前にリフォーム工事瑕疵保険への加入について注文者へ説明することに努めなければならない。

3 登録住宅リフォーム事業者は、住宅リフォーム工事等に関する知識及び意識の向上のため、区長が実施する講習会若しくは都市整備部長が別に定めるセミナー等を受講し、又はその従業者に当該講習等を受講させるよう努めなければならない。

(調査及び報告)

第12条 区長は、第3条第1項の登録を受けようとする者及び登録住宅リフォーム事業者の申請及び登録の内容について必要がある場合は、実態を確認する等の調査を行う。

2 区長は、登録住宅リフォーム事業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(登録情報の公表)

第13条 区長は、第6条第1項の登録をしたときは、その内容をインターネットの利用その他の方法により一般の閲覧に供する。

(相談等)

第14条 区は、住宅居住者等からの住宅リフォーム工事等に関する相談に適切に応じなければならない。ただし、あっせん、調停及び仲裁その他これらに類する紛争処理の手続きは行わないものとする。

(損害賠償責任の免責)

第15条 区長は、登録情報に関し生じた損害については、一切その責めを負わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定める申請書等の様式その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱（平成17年2月25日区長決定）は、廃止する。
- 3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。